

教 生 学 第 1 1 1 7 号
令和 2 年（2020年） 3 月 24 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 田 中 賢 一

いじめに対する意識アンケートの結果について（通知）

このことについて、別添のとおり結果をとりまとめましたので、通知します。

本アンケートは、「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」における「いじめに対する理解の深化」の具体的取組内容に基づき、教職員や保護者のいじめに対する認識等を把握するため、道教委として抽出調査を実施したものであり、アンケートの結果では、いじめの問題に対する教職員の理解や捉えが十分ではないことや、教職員と保護者の意識に大きな差があることなどが明らかになったところです。

については、各学校において、いじめの問題に関する校内研修を実施するとともに、入学時や年度始めに保護者等に次の資料等を配布するなどしていじめについての正しい知識や、学校の取組の内容等について説明し、その後も定期的な情報発信を行うなどして、保護者や地域住民と連携した、いじめの防止等の取組を推進するようお願いいたします。

記

○ 参考資料

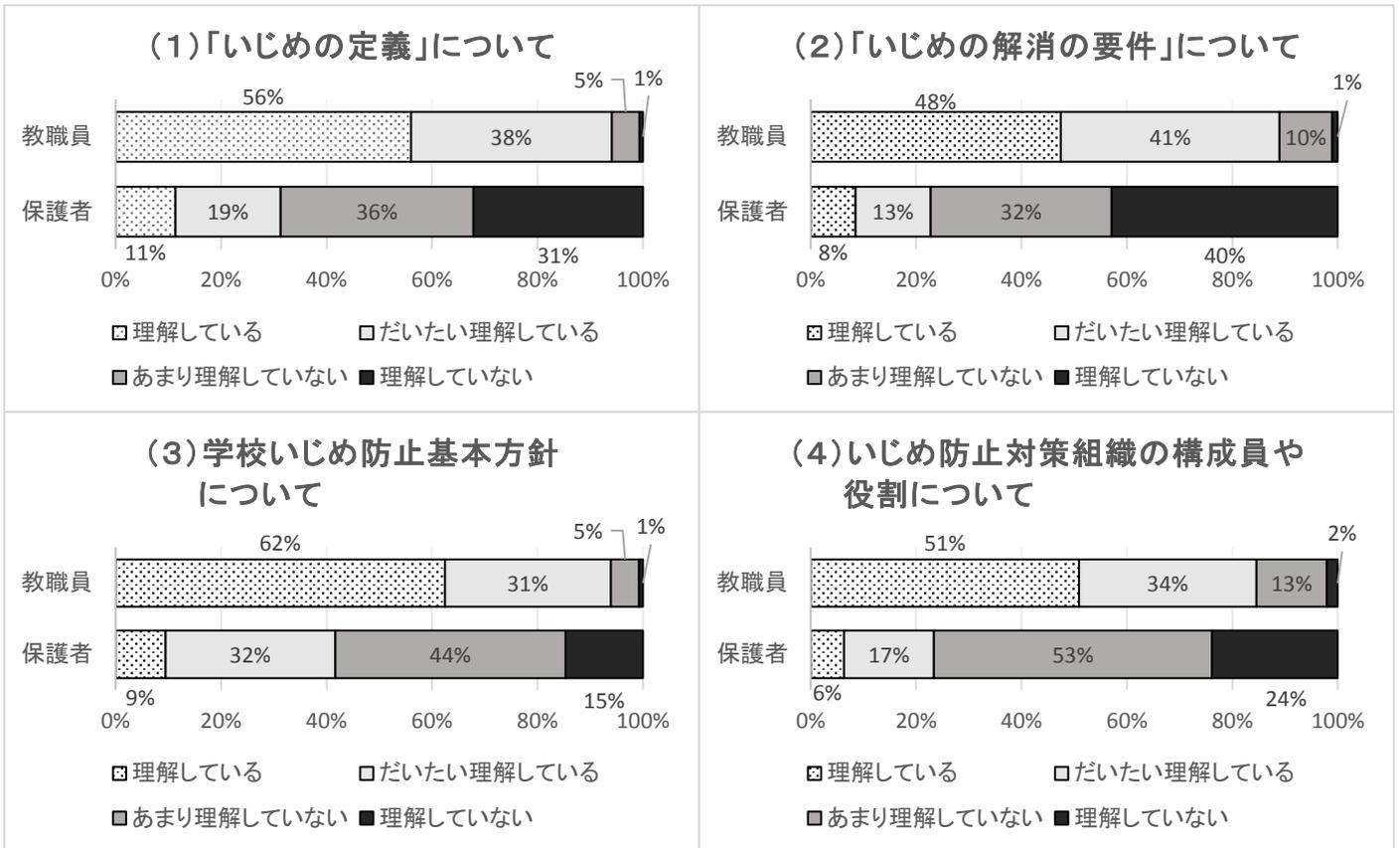
- 1 児童・保護者向けリーフレット（北海道教育委員会）
- 2 生徒・保護者向けリーフレット（北海道教育委員会）
- 3 いじめのサイン発見シート（文部科学省）

担 当：生徒指導・学校安全グループ
主 査 荒 瀬 匡 宗
T E L：011-231-4111
内 線：35-673
E-mail：arase.tadamune@pref.hokkaido.lg.jp

「いじめに対する意識アンケート」結果

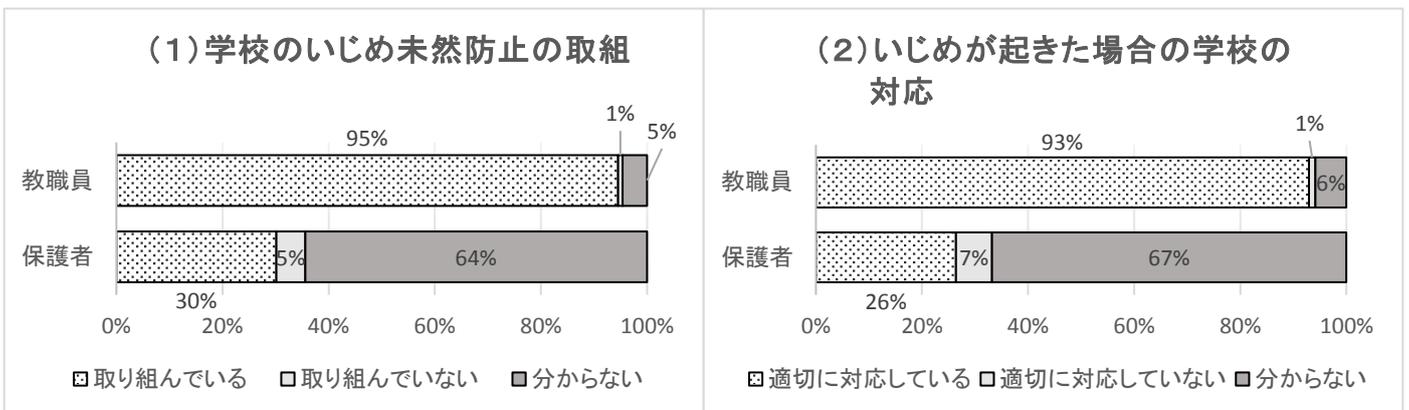
令和2年3月 北海道教育委員会

1 【定義などの理解について】



- ・教職員が「理解している」と回答した割合が、5～6割程度である。
→定期的ないじめの問題に関する校内研修の実施など、教職員の理解をさらに深める取組が必要
- ・「理解している」と回答した割合が、教職員が5～6割程度であるのに対し、保護者は1割程度にとどまっている。
→保護者向け学習会やPTAの研修会など、保護者に説明する機会が必要

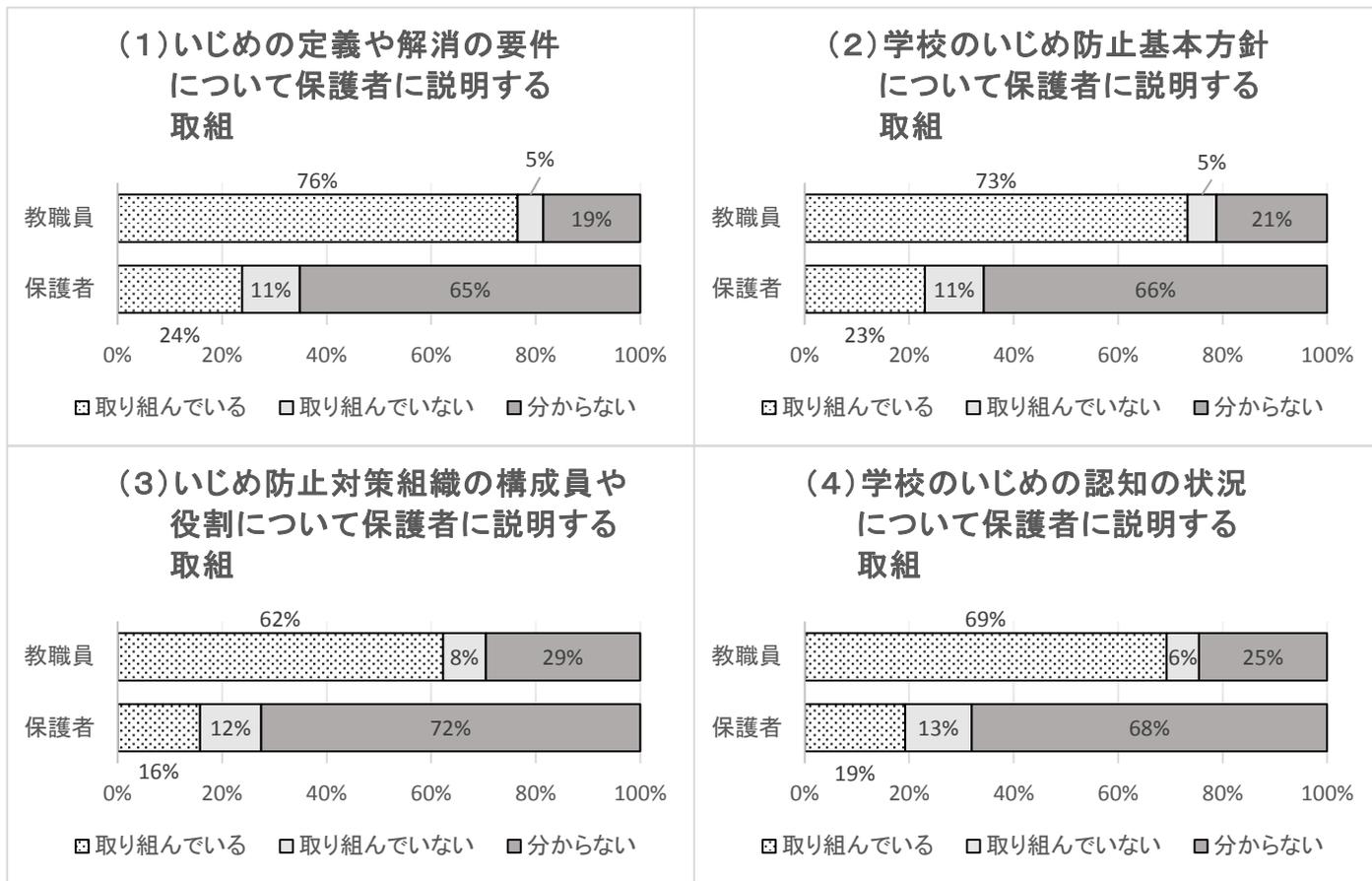
2 【学校の取組について】



- ・教職員が「取り組んでいる／適切に対応している」と回答した割合が、95%程度である。
→学校の取組に関する校内研修の実施などにより、全ての教職員が組織的にいじめの問題に取り組むことが必要
- ・「取り組んでいる／適切に対応している」と回答した割合が、教職員が9割以上であるのに対し、保護者は3割程度にとどまっている。
→学校便りやHPIによる情報発信等により、学校の取組を保護者に伝える工夫が必要

「いじめに対する意識アンケート」結果

3 【保護者への説明について】



- ・教職員が「取り組んでいる」と回答した割合が、6割～7割程度である。
→学校の取組に関する校内研修の実施などにより、全ての教職員が学校の取組について理解することが必要
- ・「取り組んでいる」と回答した割合が、教職員が6割～7割程度であるのに対し、保護者は2割程度にとどまっている。
→学校便りやHPによる情報発信等により、学校の取組を保護者に伝える工夫が必要

み ん な で ちから を あ わ せ
いじめのない社会を実現しましょう！！

平成 26 年 8 月、北海道と北海道教育委員会は、いじめの防止等に向けた取組を学校、家庭、地域社会、行政が一体となって進められるよう「北海道いじめ防止基本方針」をつくり、取組を進め、平成 30 年 2 月、より一層、取組を充実させるため基本方針を改定しました。このリーフレットは基本方針の趣旨をふまえ、いじめのない社会づくりに向けて、子どもやその保護者にも理解してほしいことをまとめたものです。

児童のみなさんへ いじめはぜったいにゆるされません！

まわりにこんなことはありませんか？

- 悪口
- たたく、ける
- ものをかくす、いたずらする
- 仲間はずれや無視
- ラインやメールなどで嫌な言葉を送る など

※悪気はなくても、相手が嫌な思い

をしていけば、いじめとなります。



いじめはゆるされません！

- いじめにより学校に来られなくなったり、命を落としてしまう子もいます
- 特定の人を攻撃することで、別の子をみかたにつけるのはひきょうです
- 世の中には、ゆるされるいじめはありません

いじめをなくすために必要なことをみんなで考えよう！

- いじめをしているまわりで、はやしたてたり、見て見ないふりをしない
- じぶんや仲間とちがうからといって、仲間はずれにしたり、ばかにしたりしない



大人はみなさんをいじめから守ります！！

- 親や先生、まわりの大人は相談を聞いてくれます。いじめられたり、見かけたりしたときは相談しましょう。
- みなさんをいじめから守るため、学校でも「いじめ防止基本方針」がつくられています。先生方にその内容を確認しましょう。



保護者の皆様へ いじめはどの児童にも生じ得る問題です！

国が実施した追跡調査から、いわゆる「いじめられっ子」や「いじめっ子」は固定されておらず、多くの子どもが入れ替わりながらいじめに巻き込まれていることが分かっています。こうしたことから、いじめは全ての子どもたちに関わる問題ととらえる必要があります。

北海道いじめ防止基本方針で示されている保護者の責務

- 子どもに家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- 子どもの成長段階を踏まえ、必要に応じて自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナーを身に付けさせる。
- 日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して、生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努める。

子どもがいじめの被害者になってしまったら

子どもの気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、学校や関係機関と連携し対応することが大切です。

保護者の皆様へ 学校や教育委員会の取組を御理解ください！

- 全ての学校が、保護者や地域住民の協力を得て「学校いじめ防止基本方針」を策定し、入学式など様々な場面で基本方針の説明を行い、児童、保護者、地域に周知します。
- 全ての学校が、「学校いじめ対策組織」をつくり、いじめの相談や通報に対応するとともに、いじめが起きた場合には、指導方針や支援策をたて、組織的に対応します。
- 教育委員会は、子どもや保護者が希望する場合に、スクールカウンセラー等の専門家による相談を受けられるように準備しています。
- 地域の住民は、子どもがいじめを受けている、又はその疑いがあると気付いたときには、速やかに、連絡・通報できることになっています。



いつでも相談しよう！！-いじめ等の相談や通報を受け付ける窓口-

こどもそだんしえんセンター

でんわ 0120 - 3882 - 56
メール doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp
24時間、いつでも相談できます
名前をいわなくてもだいじょうぶです

こどもじんけん110ばん

でんわ 0120 - 007 - 110
月曜日から金曜日まで
8時30分から17時15分まで

さっぽろしいじめでんわそだん

でんわ 0120 - 1278 - 30
月曜日から金曜日の9時から20時まで
札幌市に住む人は相談できます

ほっかいどうきょういくいいんかい
北海道教育委員会



いじめのない環境づくりを 一丸となって進めましょう！

平成 26 年 8 月、北海道と北海道教育委員会は、いじめの防止等に向けた取組を学校、家庭、地域社会、行政が一体となって進められるよう「北海道いじめ防止基本方針」をつくり、取組を進め、平成 30 年 2 月、より一層、取組を充実させるため本基本方針を改定しました。このリーフレットは基本方針の趣旨をふまえ、いじめのない社会づくりに向けて、子どもやその保護者にも理解してほしいことをまとめたものです。

生徒の皆さんへ どんな理由があってもいじめは絶対に許されません！

いじめとは・・・？

「いじめ防止対策推進法」の第 2 条にも規定されていますが、行為の対象となった生徒が苦痛を感じていたら、それはいじめとなります。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがあります。

- 悪口
- たたいたり、けったり
- 物をかくしたり、いたずらしたり
- 仲間はずれや無視
- インターネット上に嫌なことを書き込んだり、嫌なことをしたりする など



「いじめられる子にも原因がある」ということを聞くことがありますが、どんな理由があろうとも許されるいじめなど一切ありません。

いじめのない環境をつくるには、何が必要かをみんなで考えましょう！！

- ・ いじめは、人権に関わる重大な問題であり、いじめを理由に登校できなくなったり、命を落としたりする生徒もいる。
- ・ 周囲ではやしたてたり、見て見ないふりをしたりすると、いじめはなくなるどころか、一層、深刻化する。
- ・ いじめは、卑怯な行為である。
- ・ 互いの違いを認め合い、支え合うことのできる環境をつくるため、生徒が主体となって、いじめの問題を自分たちのこととして捉え、考え、議論する。
- ・ 全ての学校でいじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止に関わる取組や、いじめが発生した際の対応を示しているので、先生方から必ず自校の基本方針を確認する。
- ・ 辛いときに、SOSを発することは、恥ずかしいことではなく、いじめを見かけたり、いじめられたりしたときには、信頼できる大人に相談する。
- ・ スクールカウンセラーなど、生徒の相談を受ける専門家の相談を受けることができます。希望する場合は、学校に申し出てください。

保護者の皆様へ いじめはどの児童にも生じ得る問題です！

国が実施した追跡調査から、「いじめられっ子」や「いじめっ子」は固定化されておらず、多くの子どもが入れ替わりながらいじめに巻き込まれることが分かっています。こうしたことから、いじめは全ての子どもに関わる問題ととらえる必要があります。

北海道いじめ防止基本方針で示されている保護者の責務

- 子どもに家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- 子どもの成長段階を踏まえ、必要に応じて自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナーを身に付けさせる。
- 日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して、生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努める。

もしも、子どもがいじめの被害者になってしまったら・・・

子どもの気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、学校や関係機関と連携し対応することが大切です。

保護者の皆様へ 学校や教育委員会の取組を御理解ください！

- 全ての学校が、保護者や地域住民の協力を得て「学校いじめ防止基本方針」を策定し、入学式など様々な場面で基本方針の説明を行い、児童、保護者、地域に周知します。
- 全ての学校が、「学校いじめ対策組織」をつくり、いじめの相談や通報に対応するとともに、いじめが起きた場合には、指導方針や支援策をたて、組織的に対応します。
- 教育委員会は、子どもや保護者が希望する場合に、スクールカウンセラーなどの専門家による相談を受けられるように準備しています。
- 地域の住民は、子どもたちがいじめを受けている、又はその疑いがあると気付いたときには、速やかに、連絡・通報できることになっています。

いじめ等の相談や通報を受ける窓口

子ども相談支援センター

電話 0120-3882-56
メール doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp
24時間体制で対応します
匿名でも相談ができます

子ども人権110番

電話 0120-007-110
月曜日から金曜日まで
8時30分～17時15分まで

札幌市いじめ電話相談

電話 0120-1278-30 月曜日から金曜日の9時から20時まで
札幌市に住む人は相談できます

北海道教育委員会



保存版

いじめのサイン

発見シート

監修 森田洋司氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。



朝 (登校前)

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。



夕 (下校後)

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力が無い。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。



お子さまのようすはいかがですか？



夜間 (就寝後)

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。



夜 (就寝前)

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

「いじめ」をしていますか？

いじめの側になっていると、次のようなサインが出ることがあります。



- 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買ったおぼえない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境の大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」 もしかしてと 思ったら...

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しなさい」「大したことはない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう

24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。
☆平成28年4月より、通話料が無料になりました。

0120-0-78310